

■ケアマネ受験資格、実務経験年数の短縮検討へ ほか 厚労省検討会

- ・介護支援専門員（ケアマネジャー）の人材確保に向けて、厚生労働省は7日に開催された「ケアマネジメントに係る諸課題に関する検討会」で、ケアマネジャーになるための実務研修受講試験の受験資格に必要な5年の実務経験年数の短縮を検討する方針を示した。実務経験の対象とされている国家資格の範囲の見直しなども検討し、ケアマネジャーの新規入職を促進する。
- ・ケアマネジャーの従事者数は2018年度の18万9,754人をピークに減少傾向にあり、22年度には18万3,278人となった。加えてケアマネジャーの実務研修受講試験の受験者数は17年度までは10万人を超えていたものの、18年度から介護業務に10年以上従事している人を受験資格から除外するなどの厳格化により大幅に減少。現在は5万人を下回った状態が続いている。
- ・同検討会で、厚労省は中間整理の素案を提示。人材確保の方策として、ケアマネジャーの受験資格に必要な5年の実務経験の短縮について検討する考えを示した。これに対し複数の構成員からは、ケアマネジャーの資格取得を学士の段階からも検討しやすくするため2-3年程度に短縮するよう求める意見が出た。
- ・素案ではまた、実務経験の対象と定められている医師や保健師、介護福祉士といった保健・医療・福祉に関する国家資格などの範囲の拡大も提案。ケアマネジャーの業務では相談援助の技術が重要であることから、公認心理師や臨床心理士などの職種からの参入を期待する声が上がった。
- ・落久保裕之構成員（広島県介護支援専門員協会会長）は、ケアマネジャーとの連携をより円滑にするため、入院早期から計画的な退院支援を行う「入退院支援加算」の算定要件にケアマネジャーの資格保有者の配置を求めるなどし、病院関係者にケアマネジャーの資格取得を促すことを提案した。

■ケアマネ研修の一部、オンライン配信で負担軽減へ 厚労省検討会

- ・厚生労働省は7日、都道府県などが実施している介護支援専門員（ケアマネジャー）向けの法定研修のうち、全国共通の実施が望ましい内容については国が一元的に作成する方針を「ケアマネジメントに係る諸課題に関する検討会」で示した。その上で、研修受講者の負担軽減と研修内容の質を確保する観点から、国が作成する研修の講義はオンラインで一斉配信し、時間や場所によらず、何度でも受講できるようにオンデマンド化も検討する。
- ・さらに、研修科目ごとに分割して受講可能とする仕組みも検討する。更新研修などでは、更新までの5年間で分割して研修を受けられるようにオンデマンド化をはじめとする環境整備を行い、研修受講者のさらなる負担軽減を図る。
- ・ケアマネジャーの法定研修を巡っては、資格取得時の87時間の法定研修のほかに、5年ごとの資格更新時に88時間（2回目以降は32時間）の研修の受講が必要となるため、研修受講者の業務負担が大きいことが課題となっていた。
- ・5月には東京都がケアマネジャーの人材確保に向けて、法定研修の質の担保と研修受講者の負担軽減を両立させた研修制度への見直しを求める緊急提言を厚労省に対し行った。
- ・同検討会で、厚労省は中間整理の素案を示し、その中で法定研修に関する一連の見直しを提案した。多くの構成員からおおむね異論は出なかったが、染川朗構成員（日本介護クラフトユニオン会長）は、受講者の時間的負担を可能な限り軽減するため、「更新制という仕組み自体を見直すべき」と反対意見を述べた。

※詳細は下記の資料をご参照ください。

第5回ケアマネジメントに係る諸課題に関する検討会 資料

令和6年11月7日（木）

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_45155.html